

自己評価にあたっての留意事項

平成24年 6月 7日版 (平成24年 4月 1日施行)

※平成24年 5月10日版：エコアクション2.1認証の取扱いを追記

※平成24年 6月 7日版：総合評価方式受注回数取扱い・市内企業の活用の説明を追記

【注意事項】 H24.04.01
今回の主な改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

1 全般的な留意事項

※平成24年12月末日公告分まで、エコアクション2.1認証を評価項目としません。

技術評価点自己評価表(以下「自己評価表」という。)(別記様式第1号)の提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書(以下「個別説明書」という。)を確実の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式受注回数取扱い・市内企業の活用の説明を追記した技術資料(別記様式第2号～第8号)を作成し、漏りがないよう注意してください。

【特定共同企業体(以下「企業体」という。)で入札に参加する場合の注意事項】

- 企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全員を技術評価します。ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事実績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに「地域・社会貢献度」の「市内企業の活用」の評価項目を除きます。
- それぞれ評価項目の評価点の算出は、各評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その平均点(少数点以下第3位四捨五入2位止)を求めて行なうものとします。
- 構成員の自己評価にあたっての留意事項についても、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。

【落札候補者となった場合】

契約担当課から落札候補者となった旨が通知され、技術資料及びその内容を証明する資料の提出が必要となります。当該提出資料については、落札候補者決定の公表後、その翌日までに契約担当課に持参のうえ提出していただきます。事前に準備しておいてください。

【当落札が無効となり失格となる場合】

下記の場合は、当落札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。

- 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合
- 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
- 提出期限内(契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日(落札候補者決定の公表日)の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日)に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

【「自己評価表」に修正の必要がある場合】

一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

【審査に関して】

- 落札候補者が提出する技術資料(別記様式第2号～第8号)等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合、もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料の内容を証明する書類の提出を求められます。
- 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。
- 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出がない場合もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
- その結果、総合評価点が変わったことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

技術資料(別記様式第1号～第8号)の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型			
			企業育成型			通常型						
I型	II型		I型	II型	III型	I型	II型	III型				
企業の能力 工事の施工能力(必須)	工事成績 (平均点)	80点以上	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4	
		70点以上80点未満	(a-70) ×0.4	(a-70) ×0.4	(a-70) ×0.5	(a-70) ×0.5	(a-70) ×0.6	(a-70) ×0.5	(a-70) ×0.5	(a-70) ×0.6	3	
		65点以上70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	
		65点未満(マイナス評価とする)	(a-65) ×0.8	(a-65) ×0.8	(a-65) ×1.0	(a-65) ×1.0	(a-65) ×1.2	(a-65) ×1.0	(a-65) ×1.0	(a-65) ×1.2	1	
		実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	

工事成績評定点の平均点：
a
(少数点以下第3位四捨五入2位止)
(現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点 ※1＝右記に示す【B】工事成績評定の対象期間についてをご覧ください)
(対象とする工種及び期間は案件ごとに定める)

「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。

「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。
過去4か年度・・・平成20年度から平成23年度
(平成20年4月1日から平成24年3月31日)
過去10ヶ年度・・・平成14年度から平成23年度
(平成14年4月1日から平成24年3月31日)

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されていますので、自己評価表などを添付する際、ファイル名は次のとおりにしてください。

入札公告の【案件番号】 + 入札参加者名簿の【業者コード】 + 下記の【様式名】

自己評価表・・・yousiki11-ハチン番号
簡易な施工計画書・・・yousiki17
補充図面等・・・yousiki17hokai

ハチン番号は案件により変わります。

自己評価表の添付ファイル名
20101000010000012345_yousiki8-A01.xls

公告に添付されたファイル名のままとし、変更しないでください。

また、平成23年10月4日付で新潟市技術管理課ホームページに掲載した「技術資料提出における注意事項と取り扱いについて(通知)」を熟読し、漏りのない資料作成に努めてください。

※各番号を半角スペースを入れて区切る

<END>

問い合わせについて
① お問い合わせの際は、大変お手数をおかけいたしますが、eメールもしくはFAX等の記録の残る方法でお問い合わせください。
② 電話でのお問い合わせにつきましては、申し訳ございませんが受け付けておりませんので、ご了承ください。

新潟市 都市政策部 技術管理センター 技術管理課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
FAX 025-225-3500
E-Mail gjitsu@city.niigata.lg.jp

前版から変更ありの場合

自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績の取り扱い	落札候補者となった場合																																																	
<p>【A】 発注する工(業)種と工事成績評定点の工(業)種について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発注する工(業)種等</th> <th>工事成績評定点の工(業)種等</th> </tr> <tr> <th>工(業)種</th> <th>種別等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木一式</td> <td>下水道管更生</td> <td>①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事</td> <td>②土木一式のうち上記以外の成績、および、土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く)及び鋼構造物の成績</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">とび・土工・コンクリート</td> <td>交通安全施設</td> <td>交通安全施設の成績</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>解体の成績</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td> <td></td> <td>②の成績</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td></td> <td>造園の成績</td> </tr> <tr> <td>仮装</td> <td></td> <td>仮装の成績</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td></td> <td>建築一式の成績</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td>管の成績</td> </tr> <tr> <td>電気及び電気通信</td> <td></td> <td>電気及び電気通信の成績</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td></td> <td>防水の成績</td> </tr> <tr> <td>機械器具設置</td> <td></td> <td>機械器具設置の成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外のその他の工(業)種</td> <td></td> <td>全ての成績</td> </tr> </tbody> </table> <p>【B】 工事成績評定の対象期間について (※1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公告月日</th> <th>工事成績評定点対象しゅん工年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～5月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)</td> </tr> <tr> <td>6月1日～翌年3月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)</td> </tr> </tbody> </table>	発注する工(業)種等		工事成績評定点の工(業)種等	工(業)種	種別等		土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、および、土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く)及び鋼構造物の成績	とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績	解体	解体の成績	鋼構造物		②の成績	造園		造園の成績	仮装		仮装の成績	建築一式		建築一式の成績	管		管の成績	電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績	防水		防水の成績	機械器具設置		機械器具設置の成績	上記以外のその他の工(業)種		全ての成績	公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日	4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)	6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)	<p>共同企業体での工事成績評定点は、出資比率に關わらず対象としません。</p>	<p>資料の提出は、必要ありません。</p> <p><END></p>
発注する工(業)種等		工事成績評定点の工(業)種等																																																	
工(業)種	種別等																																																		
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績																																																	
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、および、土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く)及び鋼構造物の成績																																																	
とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績																																																	
	解体	解体の成績																																																	
鋼構造物		②の成績																																																	
造園		造園の成績																																																	
仮装		仮装の成績																																																	
建築一式		建築一式の成績																																																	
管		管の成績																																																	
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績																																																	
防水		防水の成績																																																	
機械器具設置		機械器具設置の成績																																																	
上記以外のその他の工(業)種		全ての成績																																																	
公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日																																																		
4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)																																																		
6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)																																																		

前版から変更あり

2 評価項目別の留意事項

地域・社会貢献度（選択）	評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
				特別簡易型			特別簡易型			簡易型							
				企業育成型			通常型										
				I型	II型		I型	II型	III型	I型	II型	III型					
災害時活動協力	新潟市の災害協定の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 定)	工事施工場所と同一区域内での災害協定の締結実績あり	工事施工場所と同一区域内での災害協定の締結実績あり	3.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>災害時活動協力については、新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査、応急対策、応急復旧を目的に新潟市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。 (新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については、評価の対象となりません。) (新潟市と契約締結している「阿賀野川床固め公園施設撤去・復旧業務委託」については、新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので、評価の対象となりません。)</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と災害協定の締結がある場合、評価の対象となります。(活動の実績の有無は問いません。)</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 災害協定のほか、被害箇所の応急対策等について、各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など、その「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が明確に工事施工場所と同一区域内と判断できる場合、配点ランクは「2」に該当します。また、工事施工場所と同一区域外の場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>② ○○協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で、その協会等に加しているだけの場合は、工事施工場所と同一区域内とみなしませんが、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p>③ なお、「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合については、申し合わせ書などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。 (※上記項目については、平成23年7月1日以降公告案件から適用しているものです。)</p> <p>【参考】</p> <p>「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」とは、市では、新潟市地域防災計画の応援要請計画において、「大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。」こととしており、「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの協定を各種団体や企業などの方々と締結しているものです。</p> <p>災害協定の締結は、下記の担当課が窓口となります。 ① 「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については、市民生活部危機管理防災課が窓口となります。 ② 上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については、詳細事項を主管する担当課が窓口となります。</p> <p>新潟市市民生活部危機管理防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考してください。 (http://www.city.niigata.jp/info/bousai/3koujo/kyotei/kyotei.htm)</p>	●		
				2.4	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1			<p>【提出が必要な資料】</p> <p>① 新潟市と協定を締結している場合は、協定書の写し ② 上記に基づき、申し合わせ書を締結している場合で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合は、申し合わせ書の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し ③ 災害活動の対象の位置と工事施工場所と異なる区域の場合は、申し合わせ書の写しのみ(図面等の写しについては提出不要です。) ④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定書を締結している場合は、企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類</p>	
				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0
除雪協力	新潟市の除雪協力の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 定) (複数の契約がある場合 は、何れか1つの契約で判 断し評価する。)	工事施工場所と同一区域内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	3	<p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結がある場合に評価の対象となります。 評価の対象となる契約は「道路除雪作業委託契約(以下「委託契約」という。)」です。 (道路区域における道路除雪及び歩道除雪の契約が対象となります。) (道路以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となりません。)</p> <p>【評価の対象とする除雪機械】</p> <p>道路除雪に必要な主たる機械(除雪グレーダ、除雪ドーザー、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなど(以下「除雪機械」という。))のことを指します。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 委託契約の締結が複数ある場合は、何れか1つの契約で判断し評価します。 ② 除雪協力の活動対象場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。なお、国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については、その主たる区で判断します。 ③ 主たる区とは、活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが、それ以外の区であっても1区内の延長距離が5km以上の場合は、主たる区として取り扱います。 ④ 一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用して除雪作業を行う場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして取り扱い、評価します。</p> <p>上記の場合、除雪協力の区域が、工事施工場所と同一区域内の場合、配点ランクは「4」に該当し、工事施工場所と異なる区域の場合、配点ランクは「2」に該当します。</p>	●			
			新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	2.4	1.6	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8			2		
			新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.4	1.6	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8			2		
			新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	0.64			1		
除雪協力	新潟市の除雪協力の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 定) (複数の契約がある場合 は、何れか1つの契約で判 断し評価する。)	工事施工場所と異なる区域において	新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	1	●				
新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	0.64	1							
新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	0.64	1							
新潟市から除雪機械の貸与を受けるとする契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	0.64	1							
地域内拠点	本社(本店)の所在地(入札参加申込締切日現在)	本社(本店)が工事施工場所と同一区域内に存在する。				0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	●	<p>【技術資料の別記様式第1号～第8号に、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社(本店)の所在地を記入してください。</p>			
本社(本店)が上記以外の新潟市内に存在する。				0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1							
本社(本店)が新潟市内に存在しない。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無(公告日現在の認定)	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。				1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	●	<p>【技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>また、表示証の交付が有る場合、その表示証の交付を受けた年月を記入してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>消防団協力事業所表示証の写し (写しの提出があった場合、表示証には交付を受けた年月しか記載されていないので、市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。)</p>			
新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無(公告日現在の認定)	該当しない。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い ● ● ●	落ち候補者となった場合	前 後 変 更 あり	
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型								
			企業育成型		通常型	通常型		通常型	通常型		通常型						
			I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型							
高齢者雇用	高齢者雇用の有無（公告日現在の雇用、規定）	上記に該当しないが、就業規則等に規定している。	/	/	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在における、高齢者（60歳以上65歳未満の人）の継続雇用や就業規則等への規定により配点ランクを選択します。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 60歳に満たない人を公告日前日の1年以上前から継続雇用し、その人が60歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って1年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり、配点ランク「2」に該当します。</p> <p>（60歳以上に達してから実際の雇用期間が1年以上経過した人のみが対象となるものではありません。）</p> <p>なお、その人が65歳に到達した場合は、配点ランク「1」もしくは「0」となります。</p> <p>② 60歳以上65歳未満の人を継続雇用していても、就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>③ 一旦雇用期間が満了した人を、雇用していない期間が1日もなく継続して雇用契約を締結している場合は、継続雇用として取り扱います。</p> <p>その際の契約内容については、労働時間が不定期非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。</p> <p>④ 一旦雇用期間が満了し、その後、1日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は、継続雇用として取り扱いません。</p> <p>⑤ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として継続して任用する場合は、評価の対象となります。</p> <p>⑥ 親会社の子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社又は親会社の身分を保持したまま子会社の支配的身分を兼ねている場合など）を有し、親子会社間で採用、配置転換等の人事管理を行っている場合は、当該雇用されている者が所属する会社の高齢者雇用として扱います。</p> <p>なお、今まで自社で雇用していなかった60歳以上65歳未満の人を新規に雇った場合は、高齢者雇用での評価の対象にはなりません。新規雇用（雇用状況）での評価の対象となる場合がありますので、そちらの留意事項を参照してください。</p> <p><END></p>	●	<p>技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 雇用契約が無い場合、就業規則等に60歳以上65歳未満の継続雇用などに関する規定の有無について記入してください。</p> <p>② 60歳以上65歳未満の人の雇用がある場合、その人を60歳未満のときから継続雇用していることを証明する資料として、次の資料を提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>① 公告日現在において、雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書</p> <p>② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは雇用保険被保険者証の写し（継続しての雇用状況が確認できる証明書）</p> <p>③ 配点ランク「1」に該当する場合（就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、その写しなど証明できるもの）</p> <p>何らかの事由により、上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は、継続雇用を証明する資料として、その理由の説明書および該当する月（公告日前日の1年前の月から公告日の属する月）の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別途提出してください。</p> <p>なお、雇用に雇用条件通知書を交付していない場合は、次の事項が記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。</p> <p>① 雇用した日付</p> <p>② 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨）</p> <p>③ 就業の場所</p> <p>④ 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可）</p> <p><END></p>		
					0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25				0.25	1
					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	0.0
次世代育成支援への協力	就業規則等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無（公告日現在の規定）	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	/	/	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在において、関係法令に基づく育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則があり、労働基準監督署に提出している場合に評価の対象となります。</p> <p>次世代育成支援とは、次代の社会を担う子供を育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みのことです。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合、配点ランクは「2」に該当します。</p> <p>② いずれか一つの規定がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p><END></p>	●	<p>技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>左記の規定がある場合、労働基準監督署に提出し受付印が押印されている就業規則の写しを提出してください。</p> <p><END></p>		
					0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25				1	
					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	0
ボランティア活動	新潟市内におけるボランティア活動の実績（現年度（公告日前日まで）及び過去3カ年度の実績）	継続して3年以上の実績がある	/	/	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	4	<p>ボランティア活動の評価については、<u>現年度（公告日前日まで）及び過去3カ年度の間に、新潟市内において「道路、公園、河川、海岸、海等の公共空間での清掃活動や植樹活動等、直接的な環境美化・環境保全活動」を行った場合に評価の対象となります。</u></p> <p>【必要条件】</p> <p>上記の活動について、毎年実施しているなど定期的かつ継続して実施している場合や今後将来的に定期的に実施していく予定の新たな活動を行った場合などが評価の対象となります。</p> <p>上記の活動を企業として行った場合、もしくは上記の活動を行うボランティア団体等に所属し、企業としてボランティア活動に参加した場合に評価の対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① ボランティア団体等については、地域に寄与する上記の活動について、定款や会則に活動内容を示している団体とします。</p> <p>② 公共空間は、通常、国、旧公団、県、市が設置もしくは管理していますが、その他の団体や個人が所有もしくは管理している空間であっても、不特定多数の方が自由に出入りもしくは利用できる空間で、且つ、営利活動を目的としない場合は、公共空間とみなします。</p> <p>【例】：〇〇土地改良区の水・排水路（水路敷）や日常的に不特定多数の人が通行する私道などは、公共空間とみなします。ただし、地域のごく一部の人のみしか知り得ず、主にその人たちのみが利用するような空間は、公共空間とはみなしません。</p> <p>【評価の対象とならない活動の例】</p> <p>① 工事箇所周辺の一時的・臨時的な清掃活動など</p> <p>② 廃品回収活動</p> <p>③ 防犯活動</p> <p>④ 防災訓練</p> <p>⑤ 赤い羽共同募金、献血推進活動などの福祉的な活動</p> <p>⑥ 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など</p> <p>⑦ 祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など</p> <p>⑧ 学校の敷地内の活動（不特定多数のものが自由に出入りもしくは利用できないため）</p> <p><END></p>	●	<p>技術資料の別記様式第5号【ボランティア活動による地域貢献の実績】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>ボランティア活動を証明するものとして、次の資料を提出してください。</p> <p>① 毎年（定期的に）、継続して実施していることを証明できる資料</p> <p>② 継続して実施した年数を証明できる資料</p> <p>③ ボランティア団体等に所属して活動した場合、その団体の活動内容が明記されている定款や会則の写し、及び団体に所属していることを証明する団体の代表者名からの証明書の写し</p> <p>④ 活動に参加したことを、（原則）活動の主催者が証明したもの（写しでも可）</p> <p>⑤ 主催した団体が解散した等により提出が不可能・困難な場合は、客観的に活動実績を証明できる資料</p> <p>⑥ 公的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状、新聞記事及び地域情報紙（広報等）の写し及び写真等</p> <p>⑦ ボランティア活動の実態を証明する、協定書、認定書など（自らが活動の主体の場合など）</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 協定書、認定書については、技術資料提出期限日における当該協定、認定の有効性を明確に証明できれば実績として認められないので、協定書、認定書の写しのほかに、年度更新等における通知文、依頼文等の写しも併せて提出してください。</p> <p>② 新聞記事や地域情報紙（広報等）等の写しや写真等を提出する場合は、当該写しにより、掲載時期、実施時期、実施内容、団体名、会社名が明確に判断できるものを提出してください。</p> <p>判断できない場合は、評価点を修正します。</p> <p><END></p>		
					0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4				0.4	3
		継続して2年以上の実績がある	/	/	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4				3	
					0.64	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32				0.32	2
		1年の実績があり、継続することとしている	/	/	0.64	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32				2	
					0.51	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25				0.25	1
実績なし。	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						

地域・社会貢献度（選考）

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり	
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型								
			企業育成型		通常型	通常型		通常型	通常型		通常型						
			I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型							
市内企業の活用	一次下請を含む市内企業 (入札参加申込締切日現在) の活用状況	自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	<p>市内企業の活用は、公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。過去の実績等により評価するものではありません。</p> <p>「市内企業の活用」評価は、「元請の請負金額」に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額(元請による自社施工に係る工事金額及び一次下請施工に係る下請金額の総額)の割合区分により、該当する配点ランクにより評価します。</p> <p>上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。</p> <p>「割合(%)」=「工事費総額(上記参照)」÷「元請の請負金額」</p> <p>【参考：元請の本社(本店)が市内の場合】</p> <p>「自社施工の工事費」=「元請の請負金額」-「1次下請の下請金額の総額」</p> <p>入札参加者の本社(本店)の所在地は、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。</p> <p>「市内企業の活用」評価の確認は、竣工時に提出していただく「竣工時下請報告書」を基に行います。</p> <p>【上記に関する補足説明：元請の本社(本店)が市内の場合】</p> <p>① 元請が行う自社施工に係る工事金額は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事において、同条第5項に規定する発注者から請け負った元請の「請負金額」より同条第4項に規定する下請契約を締結した「一次下請施工に係る下請金額の総額」を控除したものです。</p> <p>② 一次下請施工に係る下請金額の総額は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事を同条第4項に規定する下請契約を締結したもののうち、一次下請に該当するもの合計額のことです。</p> <p>なお、上記において元請人が自ら購入した「資材、製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材、機器等のレンタル又はリース、施工図作成業務、清掃業務、家庭調査業務、及び建設廃棄物処理業務等」は、元請人による自社施工に係る工事費となります。</p> <p>また、一次下請人が自ら購入したものと契約したものと取扱いも上記同様に一次下請人による一次下請施工に係る工事費となります。</p> <p><END></p> <p>【注意事項】</p> <p>受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。</p> <p>【減点値の算定方法】</p> <p>減点値=8点×(α-γ)÷α(小数点以下第1位四捨五入整数止)</p> <p>α：落札時の「市内企業の活用」の技術評価点</p> <p>γ：達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点</p> <p>※8点：新潟市工事成績評定実施要領の調査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p>	<p>技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、請負金額に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。</p> <p>【市内企業活用の確認方法】</p> <p>工事費の割合については、1千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の活用状況を確認します。</p> <p><END></p>	●			
		上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である。	2.25	2.25	1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3						
		上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である。	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2						
		上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である。	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.25	0.25	0.25	1						
		上記に該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
ISO9001の 認証取得	ISO 9001 認証取得の有無(公告日現在の認証)	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	/	/	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO9001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に、評価の対象となります。(有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。)</p> <p>【評価の対象とならない認証の例】</p> <p>○建設(本社)で入札に参加したが、認証を受けている部署は○建設(△△営業所)のみの場合。</p> <p>【注意事項】</p> <p>前年度行っていた「ISO14001の認証取得」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行いません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		上記の認証なし。	/	/	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
ISO14001の 認証取得	ISO 14001 認証取得の有無(公告日現在の認証)	ISO 14001認証を入札参加者名で受けている。	/	/	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO14001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に、評価の対象となります。(有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。)</p> <p>【評価の対象とならない認証の例】</p> <p>○建設(本社)で入札に参加したが、認証を受けている部署は○建設(△△営業所)のみの場合。</p> <p>【注意事項】</p> <p>前年度行っていた「ISO9001の認証取得」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行いません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		上記の認証なし。	/	/	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
※平成24年12月末日 公告分まで、エコア クション21認証を評 価項目としません。 エコアクション21の 認証取得	エコアクション21の認証取得の有無(公告日現在の認証)	エコアクション21の認証がある。	/	/	/	/	1.0	/	/	/	/	1	<p>公告日現在において有効なエコアクション21の認証を受けている場合に評価の対象となります。(有効期限が公告日より前のものは評価の対象となりません。)</p> <p>【注意事項】</p> <p>前年度行っていた「ISO14001の認証取得」又は「建設業労働災害防止協会への加入」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行いません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		該当しない。	/	/	/	/	0.0	/	/	/	/	0					
優良工事表彰等	指定区分での新潟市優良工事表彰又は一定以上の工事成績の有無(現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内の表彰又は工事成績)	指定区分での優良工事表彰の受賞あり。	/	/	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」の「優良工事表彰等」に記載している要件を満たす工事が評価の対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内の新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、配点ランクは「2」に該当します。</p> <p>② 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内にしゅん工した工事において、工事成績評定点が80点以上と採点された工事がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p><END></p>	●			
		指定区分での80点以上の工事成績評定点あり。	/	/	/	/	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1					
		受賞等なし。	/	/	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

地域・社会貢献度(実施)

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型							
			企業育成型			通常型										
			I型	II型		I型	II型	III型	I型	II型	III型					
新規雇用 (必須/除外)																
			<p>【例1】期間を定めた雇用で、新規雇用者に該当する例</p> <p>公告日前日から過去1年間</p> <p>公告日</p> <p>最初の雇用 (3ヵ月間)</p> <p>1回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>2回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。</p> <p>【例2】期間を定めた雇用で、新規雇用者に該当しない例</p> <p>公告日前日から過去1年間</p> <p>公告日</p> <p>最初の雇用 (3ヵ月間)</p> <p>1回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>2回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用はあるが通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。</p> <p>公告日前日から過去1年間</p> <p>公告日</p> <p>最初の雇用 (3ヵ月間)</p> <p>1回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>2回目の更新 (6ヵ月)</p> <p>公告日がこの時点での案件については、最初の雇用が、公告日前日から過去1年間にないため、評価の対象にはなりません。</p>													